

デイサービスほっこり

地域密着型通所介護

重要事項説明書

2025(R7)12月改定

1 指定地域密着型通所介護サービスを提供する事業者について

事業者名称	ライフフォーカス株式会社
代表者氏名	代表取締役 岩本 泉
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	岡山県真庭市宮地1247番地1 電話番号 0866-56-3515 FAX番号 0866-56-3522
法人設立年月日	平成25(2013)年8月1日

2 利用者に対するサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	デイサービスほっこり
介護保険指定 事業所番号	3373401151
事業所所在地	岡山県真庭市宮地1247番地1
連絡先 相談担当者名	電話番号 0866-56-3515 FAX番号 0866-56-3522 管理者 岩本 泉
事業所の通常の 事業の実施地域	真庭市
利用定員	18名

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	適正な運営を確保するため必要な人員及び設備、運営管理に関する事項を定め従業者が要介護状態の利用者に対し適切な介護を提供することを目的とする。
運営の方針	法令遵守し、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、多職種と連携し生活機能の維持、向上を目指し必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより社会的孤立感の解消、心身機能の維持、ご利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日 ただし、8月13日～15日及び12月31日～1月3日を除く。
営業時間	8時30分～17時15分

(4) サービス提供時間

サービス提供日	月曜日～土曜日
サービス提供時間	9時30分～15時30分

(5) 事業所の職員体制

管理者	岩本 泉
-----	------

職	職務内容	人員数
管理者	<ol style="list-style-type: none"> 1 従業者の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。 2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。 3 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成するとともに利用者等への説明を行い、同意を得たうえで交付します。 4 指定地域密着型通所介護の実施状況の把握、及び地域密着型通所介護計画の変更等を行います。 	1名
生活相談員	利用者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、生活指導及び入浴、排せつ、食事等の介護に関する相談及び援助などを行います。	1名
看護職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 サービス提供の前後及び提供中の利用者の心身の状況等の把握を行います。 2 利用者の静養のための必要な措置を行います。 3 利用者の病状が急変した場合等に、利用者の主治医等の指示を受けて、必要な看護を行います。 	1名以上
機能訓練指導員	地域密着型通所介護計画に基づき、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、機能訓練を行います。	1名以上
介護職員	地域密着型通所介護計画に基づき、必要な日常生活上の世話及び介護を行います。	2名以上

3 提供するサービス内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
地域密着型通所介護サービス個別計画の作成等	<ol style="list-style-type: none"> 1 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画(ケアプラン)に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた地域密着型通所介護計画を作成します。 2 地域密着型通所介護計画の作成にあたっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し同意を得ます。 3 地域密着型通所介護計画の内容について、利用者の同意を得たときは、地域密着型通所介護計画書を利用者に交付します。 4 各利用者について地域密着型通所介護に従ったサービスの実施状況、及び目標の達成状況の記録を行います。
利用者居宅への送迎	<p>原則として事業者が保有する自動車により、利用者の居宅と事業所までの間の送迎を行います。</p> <p>ただし、道路が狭いなどの事情により、自動車による送迎が困難な場合は、車いす又は歩行介助により送迎を行うことがあります。</p>

日常生活上の世話	食事の提供及び介助	食事の提供及び介助が必要な利用者に対して、介助を行います。また嚥下困難者のためのきざみ食等の提供を行います。
	入浴の提供及び介助	入浴の提供及び介助が必要な利用者に対して、入浴(全身浴・部分浴)の介助や洗髪などを行います。
	排泄介助	介助が必要な利用者に対し、排泄の介助、おむつ交換を行います。
	更衣介助	介助が必要な利用者に対し、上着、下着の更衣の介助を行います。
	移動・移乗介助	介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへ移乗等の介助を行います。
	服薬介助	介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬の援助、服薬の確認を行います。
機能訓練	日常生活動作を通じた訓練	利用者の能力に応じて、食事、入浴、排せつ、更衣などの日常生活動作を通じた訓練を行います。
	レクリエーションを通じた訓練	利用者の能力に応じて、レクリエーションや体操などを通じた訓練を行います。
	器具等を使用した訓練	利用者の能力に応じて、機能訓練指導員が専門的知識に基づき、器械・器具等を使用した訓練を行います。
その他	余暇活動など	利用者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動等の場を提供します。

(2) 提供するサービスの利用料、利用者負担額について(介護保険(1割負担)を適用する場合)

サービス提供時間 要介護度	6時間以上7時間未満				
	基本単位	利用料	利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	678	6,780円	678円	1,356円	2,034円
要介護2	801	8,010円	801円	1,602円	2,403円
要介護3	925	9,250円	925円	1,850円	2,775円
要介護4	1,049	10,490円	1,049円	2,098円	3,147円
要介護5	1,172	11,720円	1,172円	2,344円	3,516円

※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び地域密着型通所介護計画に位置付けられた時間数(計画時間数)によるものとしますが、利用者の心身の状況等により、提供日における計画時間数を短縮する場合は、その日に係る地域密着型通所介護計画を変更し、変更後のサービス提供時間数に応じた利用料となります。

加算	基本単位	利用料	利用者負担			算定回数等
			1割負担	2割負担	3割負担	
入浴介助加算(I)	40	400円	40円	80円	120円	1日につき
サービス提供体制強化加算(I)	22	220円	22円	44円	66円	1日につき

処遇改善加算Ⅱ	1ヶ月の総単位数の9.0%					
減算	基本単位	利用料	利用者負担			算定回数等
			1割負担	2割負担	3割負担	
送迎減算	-47	-47円	-47円	-94円	-141円	1回につき

4 その他の費用について

(全員)

昼食	600円	1日につき(食材料費及び調理コスト) おやつ、水分補給の飲料を含みます。 利用当日の中止も徴収します。
----	------	---

(希望者)

朝食	200円	1日につき 常食の提供
おかず作り	100円	1日につき 当日消費に限る
サービス提供時間外	250円/30分	8時～9時30分、15時30分～17時

5 利用料、利用者負担額(介護保険を適用)その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)、その他の費用の請求方法等	利用料利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。
② 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)、その他の費用の支払い方法等	(ア) 請求書と利用明細書を照合のうえ、利用月の翌月20日までに、 現金 支払いまたは事業者指定口座へ 振り込み でお支払い下さい。 (イ) お支払いの確認をしたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。(医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。)

6 サービスの提供にあたって

(1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。

(2) 利用者が要介護認定を受けていない場合(新規申請中、区分変更中)でも暫定サービス利用は可能です。ただし、要支援1及び要支援2の方は対象外となります。

(3) 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画(ケアプラン)」に基づき、利用

者及び家族の意向を踏まえて、「地域密着型通所介護計画」を作成します。なお、作成した「地域密着型通所介護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いいたします

(4) サービス提供は「地域密着型通所介護計画」に基づいて行います。なお、「地域密着型通所介護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます

(5) 従業者に対するサービス提供に関する具体的な指示は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。

7 虐待の防止について

事業者は、利用者の人権の擁護、虐待防止等のために、次に掲げるとおり必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備しています。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に行っています。
- (4) 前3号の措置を適切に実施するため、虐待防止に関する責任者は管理者とします。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報します。
- (6) 成年後見制度の利用を支援します。
- (7) 苦情解決体制を整備しています。
- (8) 介護相談員を受け入れます。

8 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

9 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<p>① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。</p> <p>② 事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
<p>② 個人情報の保護について</p>	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)</p>

10 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

11 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供又は送迎により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

<p>【市町村(保険者)】 真庭市役所 健康福祉部 高齢者支援課</p>	<p>所在地 真庭市久世2927-2 電話番号 0867-42-1074 ファックス番号 0867-42-1390 受付時間 8:30~17:30 (土日祝は休み)</p>
--	--

12 心身の状況の把握

指定地域密着型通所介護の提供にあたっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

13 居宅介護支援事業者等との連携

- ① 指定地域密着型通所介護の提供にあたり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「地域密着型通所介護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

14 サービス提供の記録

- ① 指定地域密着型通所介護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービスを完結した日から5年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

15 非常災害対策

- ① 事業所に災害対策に関する担当者を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。
災害対策に関する担当者は管理者とします。
- ② 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- ③ 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- ④ ③の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

16 衛生管理

- (1)指定地域密着型通所介護の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- (2)食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3)事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底しています。
 - ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③従業員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

17 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供を継

続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

18 地域との連携について

- ① 運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めます。
- ② 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、真庭市の職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下、この項において「運営推進会議」と言います。)を設置し、おおむね6月に1回以上運営推進会議を開催します。
- ③ 運営推進会議に活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けます。また、報告・評価・要望・助言等についての記録を作成し、公表します。

19 サービス提供に関する相談、苦情について

- (1) 苦情処理の体制及び手順
 - ① 提供した指定地域密着型通所介護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。
 - ② 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は「利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要」に定めるとおりとします。
- (2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 デイサービスほっこり 管理者 岩本 泉	所在地 真庭市宮地1247番地1 電話番号 0866-56-3515 ファックス番号 0866-56-3522 受付時間 8:30~17:15
【市町村(保険者)の窓口】 真庭市役所 健康福祉部 高齢者支援課	所在地 真庭市久世2927-2 電話番号 0867-42-1074 ファックス番号 0867-42-1390 受付時間 8:30~17:15 (土日祝は休み)
【公的団体の窓口】 岡山県国民健康保険団体連合会	所在地 岡山県岡山市北区桑田町17-5 電話番号 086-223-8811 受付時間 9:00~17:00(土日祝は休み)

20 第三者評価実施状況

当事業所は、第三者評価機関による評価を実施していません。

21 重要事項説明の年月日と同意

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

地域密着型通所介護サービスの提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者	所在地	岡山県真庭市宮地1247番地1
	法人名	ライフフォーカス株式会社
	代表者名	代表取締役 岩本泉 (印)
	事業所名	デイサービスほっこり
	説明者氏名	(印)

上記内容の説明を事業者から受け内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

利用者	住所	〒 岡山県真庭市
	氏名	(印)
	連絡先	自宅電話 有・無
携帯電話 有・無		

家族代表者等	住所	〒
	氏名 <small>ふりがな</small>	(印)
	続柄	
	連絡先	自宅 有・無
携帯電話 有・無		

緊急時の連絡先 <small>ふりがな</small> 氏名	・自宅
	・携帯電話
続柄	・その他